

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
有限会社浪江電設	福島県双葉郡浪江町大字小野田字下川原41番地

2. 指名停止措置期間

平成31年3月4日～平成31年5月12日 (10週間)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

(有)浪江電設は、福島県内における公共工事において、特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の下請契約を締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、同法第28条第3項に基づき、平成31年2月5日に福島県知事から7日間の営業停止処分を受けた。

また、他の公共工事において、技術者の専任を要する工事であるにもかかわらず、技術者を専任としなかった。このことが同法第26条第3項に違反するとして、同法第28条第1項に基づき、同日に指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第13号に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2(抜粋)

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

総務部 契約課 課長 岩澤 由文 (内線 2511)

建設専門官 神田 誠 (内線 2512)